

固定資産税関係の証明書について

※「公租証明書」「評価証明書」
「名寄帳（閲覧）」など

START

証明書が必要な年度の1月1日に、
さいたま市に固定資産（土地・家屋または償却資産）がありましたか？

はい

いいえ

固定資産がある
市区町村へ
お問合せください。

必要な証明書は、【本人】または
【同居の親族】のものですか？

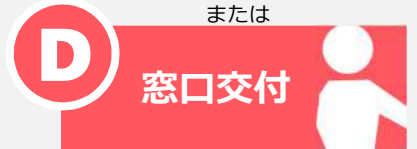
はい

いいえ

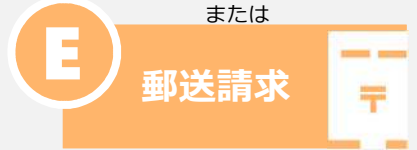
代理人による申請



または



または



※いずれも委任状が必要です。

次のものをお持ちですか？

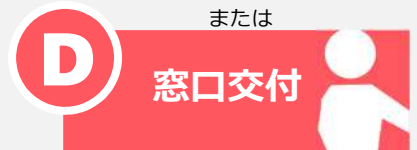
個人の方：マイナンバーカードと
マイナンバーカード対応スマホ
法人の方：商業登記電子証明書

はい

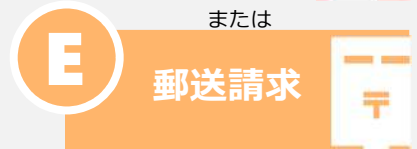
いいえ



または



または



B 電子申請 

※ 固定資産税関係の証明書は、
コンビニで取得することはできません。



※ 法人の方は、ネット取り置きサービス
をご利用いただけません。



A**コンビニ交付**<https://www.city.saitama.lg.jp/001/153/004/004/p019296.html>

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で、**最新年度の個人市民税・県民税・森林環境税の証明書**※を取得することができます。

※「所得・課税（非課税）証明書」「納税証明書（個人市民税・県民税・森林環境税）」

B**電子申請**<https://www.city.saitama.lg.jp/001/153/004/004/p085111.html>

スマートフォンとマイナンバーカードを利用して、税証明書等を取得することができます。

クレジットカード決済後、証明書を郵便でお送りします。

C**ネット取り置き**<https://www.city.saitama.lg.jp/001/153/004/004/p085184.html>

個人の方が、あらかじめスマートフォンで税証明書を請求し、指定した窓口で受け取ることができます。

※ 法人の方はご利用いただけません。

D**窓口交付**<https://www.city.saitama.lg.jp/001/153/004/004/p085288.html>

各区役所や支所・市民の窓口および市内の一部郵便局で税証明書を交付します。

窓口へ行くことができない

E**郵送請求**<https://www.city.saitama.lg.jp/001/153/004/004/p007802.html>

区役所等の窓口に行くことができない場合は、郵送により税証明書を請求することができます。

はい